

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	12 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで  
社会保険事務所の記録では、昭和46年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされているが、妻が私の分も一緒にA市役所で納付していたのは間違いが無く、妻は納付済みになっているのに、私の記録が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年10月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付済みである。

また、社会保険庁の記録により納付日が確認できる期間については、夫婦同一日に納付していることが確認できることから、申立人の主張どおり、申立人及びその妻は夫婦一緒に納付していたものと考えられ、妻は申立期間が納付済みとなっているので、申立人の申立期間の保険料も同様に納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間に近接する昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料が社会保険事務所において平成20年8月8日に未納から納付済みに訂正されていることから、行政側の記録管理に何らかの問題があった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月から51年3月まで  
② 昭和51年4月から53年3月まで

未納期間となっている昭和47年6月から50年8月までの期間は、A社の給与から国民年金保険料が控除されていたはずであり、自営業を開始した50年9月から53年3月までの期間は53年5月10日にB市役所に行き4万円ぐらを一括して納付したはずであり、未納の記録となっているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人に対しては昭和53年3月23日以降に国民年金手帳記号番号が払い出されたのであるが、申立人は、同年4月以降の国民年金被保険者期間の保険料をすべて納付している上、前納制度を利用するなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持している昭和53年度の日記によると、申立人は、昭和53年5月10日に国民年金の手続の関係でB市役所に行ったことが認められ、同日、申立期間②の過年度保険料額に相当する4万円ぐらを一括納付したという申立人の主張を裏付けている。

一方、申立期間①については、昭和53年5月10日の時点では、その期間の国民年金保険料は時効により納付できなくなっており、その納付が可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和47年6月から50年8月までの期間については、A社の給与から国民年金保険料が控除されていたと主張するが、A社は平成13年3月14日に適用事業所ではなくなっており、事業主から事情

聴取できない上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点においては、その期間の保険料は時効により納付することはできない。

このほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)が無く、これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで  
昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料は、A納税組合の役員が自宅に集金に来て、夫の分と一緒に納付したはずであり、私の分のみ未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付し、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間前後の期間は納付済みである。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されており、B市（現在は、C市）の申立人の被保険者名簿で確認できる申立期間直前の昭和42年10月から48年3月までの国民年金保険料は夫婦同月に納付されているので、申立人及びその夫は基本的に夫婦一緒に納付していたものと考えられ、申立人の夫は申立期間の保険料を納付していることを踏まえると、申立人の申立期間の保険料についても同様に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年2月まで  
昭和36年4月から37年2月までの国民年金保険料は、父が母と兄の保険料とともに納税組合で支払ったはずであり、母と兄は納付済みと記録されているので自分の記録も確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳が昭和36年4月1日付けで交付されていること、及びA市に申立人に係る被保険者名簿が現存していることから、同年4月ごろに申立人の国民年金加入手続が行われ、国民年金手帳記号番号が払い出されたことは明らかであるが、社会保険庁に申立人に係る国民年金手帳記号番号等の国民年金記録が存在しないことから行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

また、申立期間は11か月と短期間であり、申立人の国民年金保険料を一緒に納付したとする母と兄は、それぞれ昭和36年4月から資格喪失するまで保険料をすべて納付している。

さらに、申立人の主張するとおり、昭和36年当時、B納税組合が存在し、国民年金保険料を収納していたことが確認できることから、申立人の申立期間の保険料は、母及び兄の保険料とともに納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から38年3月までの期間及び43年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から38年3月まで  
② 昭和43年4月から45年3月まで

昭和36年8月から45年3月までの法定免除期間は、46年ころから1年分ずつ分割して郵便局で納付したはずであり、36年8月から38年3月までの期間と43年4月から45年3月までの期間が法定免除の記録のままになっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時に加入手続を行い保険料の納付を開始し、法定免除の認定を受けた昭和36年8月から46年3月までの期間は、申立期間を除き追納保険料をすべて納付しており、46年4月から資格を喪失した62年12月まで付加保険料を納付するなど、国民年金制度に対する関心、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は昭和46年度より現年度保険料納付の再開に際し、市町村より付加保険料の納付及び本件申立てに係る法定免除期間の追納等について具体的に教示を受けたと述べているところ、社会保険庁の特殊台帳及び市町村被保険者名簿に申立人が昭和46年1月1日付けで農業者年金に該当と記載され、申立期間①の追納可能期限であった46年8月以前の46年4月から付加保険料を含む現年度保険料を納付していることから、申立てどおり追納開始当初の申立期間①の保険料の追納はあったとするのが自然である。

さらに、申立期間②について、社会保険庁の特殊台帳及び市町村被保険者名簿によれば、申立人が昭和38年度から45年度までの法定免除期間を昭和48年から55年まで申立期間②を除き申立てどおりに1年分ずつ保険料を追納しており、申立人が追納したとする主張に不合理な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から43年3月まで  
② 昭和44年4月から45年3月まで

私は、20歳のときはまだ学生であったが、他界した父がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、20歳からの国民年金保険料を納付していたと母から聞いた。私の保険料は結婚するまで、父が父自身及び母の分とを合わせて同市役所に納付していたとのことで、何事にもきちんとしなければ気が済まなかった父の生き方からすれば、私の保険料も間違いなく納付していたはずである。申立期間について、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の任意加入者の被保険者資格取得年月日から昭和45年9月に払い出されていることが確認でき、44年4月から45年3月までの1年間は国民年金保険料の過年度納付が可能な期間であるところ、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父及び母は、国民年金発足当時から加入し、保険料を納付し続けていることから、その納付意欲は相当高かったものと考えられる上、申立期間②当時、申立人が居住していたA市では過年度納付書を発行することが可能であったことから申立人の主張に不自然さはなく、保険料を過年度納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は加入手続や保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間①の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父は他界しており、申立期間

①の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から60年12月まで  
② 昭和61年4月から62年3月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料を毎月納税組合の集金人に、申立期間②の国民年金保険料を市役所で納付していたのに申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、12か月と短期間であり、直前の3か月間、直後60歳までの69か月間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立期間②直前3か月の国民年金保険料が納付年月日は定かでないが過年度納付されており、その時点で申立期間②は保険料を納付することが可能であったと考えられ、申立人が居住していた市等においても納付の指導は行ったものと考えられることから、申立期間②の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したことは無く、毎月納税組合の集金人に納付していたと主張しているが、申立期間①の直前である昭和51年1月から54年3月までの保険料は過年度納付及び特例納付で納付されていたことが申立人の被保険者台帳から確認できることから、必ずしも現年度納付されていたとは考えられず、申立期間①当初においては、申立人の夫も保険料は未納となっていることを考え併せると申立期間の保険料の納付は行われていなかったものと推認される。

また、納税組合の集金人に毎月納付していたとしてもにもかかわらず、81か月もの長期にわたり国民年金保険料が収納されていなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和58年3月にA区からB市に引っ越した際、A区で納付していなかったため、集金に来たB市の職員に同年4月に3か月分をまとめて支払ったのに、未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年3月10日に国民年金に任意加入してから、国民年金保険料を納付し続け、61年4月の国民年金制度改正の際の第3号被保険者への切替えも適切になされており、年金制度に対する理解と納付意識の高さが認められる。

また、申立期間の前後は長期間納付済みであり、申立期間は3か月と短期間であることから、申立期間の保険料は納付されていたものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の前後を通じて、申立人の夫は厚生年金保険の標準報酬月額が最高等級であり収入は安定し、転居を除いて生活状況に大きな変化は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月及び8年5月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年2月  
② 平成8年5月から同年9月まで

ねんきん特別便により、平成7年2月と8年5月から同年9月までの期間に未納があるのに気付いた。

私は、平成6年9月ごろに国民年金の加入手続をし、7年2月の保険料については銀行で納め、8年5月から同年9月までの期間の保険料は失業中だったので、母からお金を借りてA区役所で納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

また、年金手帳では申立期間②に係る国民年金の被保険者資格の取得日が平成8年5月1日となっているのに、ねんきん特別便では、同年6月に国民年金に加入したことになっているのもおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁の電算記録において平成8年7月5日に過年度納付書が再発行されており、その発行時期から申立期間①に係る過年度納付書と推認でき、申立人が納付書の再発行を申請しながら、1か月と短い申立期間①について過年度納付しなかったとは考え難い。

2 申立期間②については、申立人は、母親から5万円から6万円を借りて納付したと説明し、その母親も当時申立人にお金を貸したことを記憶している上、申立人は「パーティションで区切られた部屋で納付した。」と納付場所について具体的に説明しているところ、B市A区役所では、当時窓口ではなく、別室で収納業務を行っていたことを確認済みであり、申立人の主張と符合している。

また、申立期間②のうち平成8年5月は、社会保険庁の記録においては国民年金に加入しなくてもよい期間（無資格）として扱われているが、申立人が所持する年金手帳には、同年5月1日に国民年金被保険者資格を強制で取得しているとの記載があり、B市のゴム印もあることから、事務処理に何らかの誤りが発生したことが推認できる。

さらに、申立人は、申立期間②の期間中の平成8年7月5日に申立期間①に係る過年度納付書の再発行を申請し、過去の未納分を納付しようとする意思がうかがえるところ、5か月間と短期の申立期間②を未納のまま放置していたとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から同年6月までの期間及び同年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月  
② 昭和55年4月から同年6月まで  
③ 昭和55年10月から56年3月まで

私の国民年金被保険者資格取得年月日は、昭和52年8月1日ではなく52年7月31日だと思うし、52年7月の保険料についても納付したと思う。

また、昭和55年4月から同年6月までの期間及び同年10月から56年3月までの期間の保険料は、母がA県B郡C町（現在は、D市）役場で納付していたはずであり、未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、申立人は、その母が保険料を納付してくれていたと主張しているところ、その母は、昭和42年1月に国民年金に任意加入し、61年4月に第3号被保険者制度が発足するまで保険料を納付し続け、昭和48年度から60年度までは付加保険料も納付するなど、納付意識は高かったと認められる。

また、申立期間②及び③の前後の期間は納付済みである上、申立期間②及び③は合計9か月と短期間であり、申立人の保険料を納付してくれていたその母が、自分の保険料を納付しながら申立人の保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、昭和52年9月末にC町において払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳及びC町の国民年金被保険者名簿の記載から、国民年金被保険者資格を52年8月1日にさかのぼって強制で取得し

ていることが推認でき、それ以前に別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間①直前の昭和 52 年 7 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることを踏まえると、国民年金への加入手続に際して、7月中は会社勤めをしていたと説明したことから、国民年金被保険者資格取得日が 52 年 8 月 1 日になったものと推認できる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から 56 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和33年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月24日から同年3月1日まで

私は、昭和31年2月21日にA社に入社し、平成6年5月31日に退職するまで同社に継続して勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたはずであるが、同社C営業所から同社D営業所に転勤した時期である33年2月24日から同年3月31日までの期間が未加入になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

E健康保険組合の被保険者記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和33年3月1日にC営業所からD営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C営業所における昭和33年1月の社会保険事務所の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関係資料はないが、申立人の申立てどおりの資格の得喪に係る届出及び保険料納付を行った旨回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年4月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から同年10月1日まで  
② 昭和30年10月1日から31年6月16日まで

私は、申立期間①については、高校卒業後にA社に同僚6人ぐらいと一緒に入社し、仕事を半年ぐらいやっていた。その後、申立期間②については、B社のC支店に勤務し、昭和31年5月ごろまで仕事をしていた。その期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人と同期入社の元同僚の証言により、申立人がA社に昭和30年4月に入社したことは推認できる。

また、上述の元同僚が「申立人は、自分が当該事業所を退職した昭和30年9月末よりも前に退職した。」と説明している上、申立人は、当該事業所を退職してから2か月から3か月後に再就職した（申立てによると再就職日は30年10月1日。）と供述している。

さらに、申立人は昭和30年6月30日付けの給与明細書及び交付日不明ではあるが「5/31夜」のメモ書きがある30年5月分のもと思われる給与明細書を所持しており、両給与明細書からは、厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和30年4月1日から同年7月1日までの期間に当該事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 30 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、申立人が、当該事業所に勤務していたことを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、昭和 30 年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 30 年 4 月から同年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、元同僚の証言により、申立人が申立期間②において B 社に勤務していたことは推認できる。

また、申立人と同じく昭和 30 年 10 月ころに入社した上述の元同僚は、社会保険庁のオンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を 31 年 7 月 1 日に取得していることが確認できることから、当該事業所では、入社してから一定期間経過後に被保険者資格を取得させていたことがうかがえるところ、申立人は、同年 6 月 15 日以前に当該事業所を退職していることから、厚生年金保険の被保険者資格の取得手続が行われなかったものと考えられる。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所の被保険者名簿には、申立期間②において健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の名前も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和33年4月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月22日から同年5月1日まで

私は、昭和27年4月1日付けでA社D支店に本採用され、62年2月28日に退職するまで継続して勤務していた。私の年金記録を見ると、33年4月22日から同年5月1日まで1か月の欠落がある。この期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるから、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の保管する人事記録及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和33年4月22日に同社E支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店における昭和33年5月の社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについて不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から45年3月まで  
社会保険庁の記録では、昭和37年4月から45年3月までの期間が未納となっているが、当時、住み込みで働いていたA事業所の事業主が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたはずであり、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業主が申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、当該事業主も既に亡くなっていること、及び当該事業主の配偶者も当該事実に関して不明であると回答していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和45年6月時点では、申立期間のうち、43年3月以前は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 6 月から同年 9 月までの期間、同年 12 月、56 年 2 月、平成 10 年 5 月から 11 年 2 月までの期間、11 年 7 月から同年 9 月までの期間、13 年 4 月から同年 10 月までの期間、14 年 2 月から同年 5 月までの期間及び 14 年 8 月から 18 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 6 月から同年 9 月まで  
② 昭和 54 年 12 月  
③ 昭和 56 年 2 月  
④ 平成 10 年 5 月から 11 年 2 月まで  
⑤ 平成 11 年 7 月から同年 9 月まで  
⑥ 平成 13 年 4 月から同年 10 月まで  
⑦ 平成 14 年 2 月から同年 5 月まで  
⑧ 平成 14 年 8 月から 18 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、私が国民健康保険の手続と同時に変更手続をして、国民年金保険料を納付してきたので、未納となっているのは納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳には、昭和 54 年 1 月 1 日資格喪失、平成元年 11 月 1 日資格取得、同年 12 月 4 日資格喪失である旨が記載されており、申立期間①から⑧までは国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続等についての主張が不明確であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失後に国民年金の未加入期間が申立期間①から⑧までを含め合計9回（計155か月）あるが、厚生年金保険被保険者資格喪失後の国民年金への加入及び保険料納付済期間は2回だけであり、これだけの機会にわたって行政側の過誤が発生し続けたと考えるのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1400

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から52年2月まで

私が事業所に勤務していたころ、年金の必要性を感じ、昭和47年9月に事業所を退職すると同時に国民年金に加入した。加入手続時には国民年金手帳の交付は受けていないが、社会保険庁の記録では、加入時期が52年となっており、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は事業所に勤務していたころ、年金の必要性を感じ、昭和47年9月に事業所を退職すると同時に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の手帳記号番号から52年3月に払い出されていることが確認でき、申立人の加入手続も同時期に行われたものと推認されることから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続時には、年金手帳の交付を受けておらず、現在所持している手帳はオレンジ色の一冊のみであると申述しているが、申立人が当時居住していた区では昭和47年10月の時点では、加入者に年金手帳を渡していることから、交付されていないとは考え難く、申立人が所持している手帳の色は、申立期間当初には使用されていない色であることから、申立内容には不自然さがみられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1401

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から61年2月まで

私は、昭和37年から59年12月まで厚生年金保険に加入していたが、都合により59年12月をもって退職した。60年1月から自営業を始めると同時に国民年金に加入し、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。申立期間の60年1月から61年2月まで未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、国民年金手帳記号番号払出簿等から昭和61年3月であることが確認でき、申立人が所持する年金手帳には61年3月13日が初めて国民年金の被保険者となった日と記載され、社会保険庁の記録にも同年月日に任意加入被保険者で資格を取得していることが記載されており、その記録は一致している。その上、申立人は、37年3月から59年12月までに20年以上厚生年金保険に加入しており、14年12月生まれであるため60年1月時点で既に年金の受給資格を満たしていることから、申立期間は任意加入の対象となり、制度上、加入日以前にさかのぼって国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているが、申立人から提出のあった申立期間に係る「昭和60年分給与所得の源泉徴収票」に控除対象配偶者があると記載され、「昭和60年分給与所得者の保険料控除申告書」に記載されている国民年金保険料額は一人分の保険料額と確認できることから、申立人の妻の保険料のみが納付されていたと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1402

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年5月までの期間及び昭和58年8月から平成5年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から50年5月まで  
② 昭和58年8月から平成5年1月まで

昭和43年6月ごろ、妻が私達夫婦の国民年金の加入手続を行った。申立期間当時、私は自営業者で、その後、会社を経営した時期もあったが、妻が経理や年金等を管理していたので、年金もきちんと支払っていると妻から聞いていた。未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立人の国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、その妻は既に他界しており、申立人は、申立期間①及び②において、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、申立期間①及び②当時の納付等の状況については不明である。

また、納付したとする申立人の妻は、申立期間①及び②の一部期間を含め、社会保険庁の記録によると、国民年金加入当初からすべて保険料が未納となっている。

さらに、申立人は、その妻が年金をきちんと支払っているから心配ないと話していたと述べているが、申立期間①のうち昭和43年度から45年度までの3年間については印紙検認方式がとられていたが、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄に検認印が押された形跡が一切見当たらず、申立期間①及び②において申立人の妻の具体的な納付状況については記憶が無いと述べるなど申立内容には不自然さがうかがえる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1403

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和38年4月にA市で国民年金に加入し、37年から同市の納税組合に加入していたので国民年金保険料は組合代表者を通じて納付していた。組合代表者からさかのぼって保険料を納付できると教えられ、36年4月から38年4月までの保険料2,500円を納税組合を通じて一括納付し、38年5月からも納税組合を通じて納付したはずである。36年4月から60歳まですべて納めたはずなのに申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の所持する1冊目の国民年金手帳の発行年月日及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者が被保険者資格を取得した日から、昭和41年6月に加入手続を行ったことが確認でき、その時点では、申立期間のうち、36年4月から39年3月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することはできず、39年4月から41年3月までの期間を過年度納付した形跡は、社会保険庁の特殊台帳からも見当たらない。

また、申立人は、昭和36年4月の国民年金制度発足当時居住していたB県C町（現在は、D町）において、別の手帳記号番号が払い出されているが、同手帳記号番号は36年5月1日に喪失とされ、同町保管の被保険者名簿からは国民年金保険料を納付した形跡はうかがえず、申立人から提出された37年1月から12月までの家計簿からも保険料を納付した記録は確認できない。

さらに、A市において、納税貯蓄組合連合会が存在しており、申立期間以降、申立人が国民年金保険料を同連合会を通じて納付していたことは同市E区役所で保管していた被保険者名簿からも確認できるが、集金組織では

過年度保険料を取り扱うことはできず、同区役所が保管している被保険者名簿にも申立人が過年度納付を行った記録は無く、行政側の納付記録は一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年9月まで

私の昭和46年4月から48年9月までの国民年金保険料は、母親が実家のあるA県B郡C町で支払っており、申立期間の領収書も持っている。私には還付された記憶は無く、社会保険庁の記録では還付済みとなっているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するとおり、申立期間については、いったん国民年金保険料が納付されているが、同期間は、厚生年金保険の加入期間であることが判明し、社会保険庁において還付の手続が行われたことについて事務処理上の不自然さは認められない。

また、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳には、還付処理されたことが還付期間、還付金額及び還付決定日とともに記載されており、これら記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、D市が保管する国民年金被保険者名簿に、申立人が昭和48年8月22日にC町から転入したこと及び国民年金の被保険者資格を43年3月21日に他の公的年金に加入していることを理由として喪失したこと、並びに特殊台帳に43年4月から48年9月までの保険料2万5,350円を48年12月に還付したことの記録があることを考え併せると、申立人がD市において国民年金への加入手続を行った際に、申立期間を含む還付期間について厚生年金保険に加入していることが判明し、資格記録の訂正と還付の手続が行われたことが推認できる。

加えて、申立人が還付対象期間のうち領収書がある申立期間に限って還付金を受け取っていないと主張していることは、還付対象期間全体につい

て一括して還付手続が行われている事実に照らして不自然である上、申立人から聴取しても還付された記憶が無いというほかに還付金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案1405

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年6月まで

私は申立期間当時、A市Bに住んでおり、国民年金保険料については、C銀行D支店の預金口座からの引き落としで納付していた。申立期間前後の保険料は納付済みとなっているのに、申立期間だけが未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後を通じて、C銀行D支店の申立人の夫の銀行口座で、口座振替により国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁の電算記録により、申立期間直前の昭和60年度については、昭和60年4月から同年12月までの保険料を同年12月に、61年1月から同年3月までの保険料を同年3月にそれぞれ一括納付し、申立期間直後の62年7月から平成元年3月までの保険料は元年10月2日に過年度納付していることが確認できることから、申立期間前後において毎月、口座振替により保険料を納付していた状況はうかがえない。

また、申立人が過年度納付を行った平成元年10月2日時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人と同様に口座振替で保険料を納付していたとする元夫も、申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 1406

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年3月まで

私は昭和40年ころ国民年金に加入し、申立期間の保険料はA区役所の窓口で直接納めていた。すべて漏らさず納めていたのに、40年4月から2年間未納になっているのは納得できない。厚生年金保険と国民年金は若いときから気になり続けて支払いをしてきたと思う。前から気になって何度も相談に行ったが、これまで問題を解決できなかった。調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入時期から、昭和45年2月ころに加入手続を行ったと推認でき、申立人が所持する国民年金手帳(45年3月31日発行)の記載により、40年4月7日にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、加入手続を行った昭和45年の時点で、申立期間については、時効により国民年金保険料を納付することはできない上、申立人の特殊台帳に特例納付に関する記載は無く、特例納付した事情もうかがえない。

さらに、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人の特殊台帳により、申立人は、納付年月日は判読できないものの、昭和42年4月から45年3月までの保険料を一括納付していることが確認でき、申立人が加入手続を行った45年2月の時点で43年1月以

前については、制度上、過年度納付することはできないが、同期間が納付されたことで、申立人は60歳到達時に年金受給に必要な加入期間300か月を充足することから、当時行政側が便宜を図ったことが推認でき、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者についても同様の状況がうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案1407

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から41年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から41年6月まで

申立期間当時、私は病気のため会社を退職し自宅で療養していた。A市の職員が自宅へ来て、国民年金保険料を納付するように強制されたことを覚えている。私の年金記録が未納とされていることは納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入時期から、申立人は、昭和43年9月ごろ夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、個人別国民年金手帳記号番号払出簿（37年から41年まで）の縦覧及び社会保険庁の電算記録による氏名検索の結果、申立人の氏名は無く、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、加入手続を行った昭和43年9月の時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の妻は、申立期間において国民年金に未加入である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 61 年 4 月まで

社会保険庁の記録では、昭和 58 年 8 月から 61 年 4 月までの標準報酬月額は 11 万 8,000 円となっているが、給与の支給額は 24 万円を下回ったことはなく、標準報酬月額が不当に減額されているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立期間当時、A社に勤務していた従業員のうち7名の申立期間の標準報酬月額は、昭和56年の等級を基準にして9等級以上下がっていることが確認できる。

しかし、上記7名に照会を行い、3名と連絡を取ることができたが、そのうちの2名は、「申立期間当時の給与は下がっていなかった。」旨供述しているものの、1名は「申立期間当時の給与は下がっていたかもしれない。」旨の供述をしている上、申立人を含め、当時の給与額を確認できる給与明細書等の資料を保管している者はいない。

また、複数の者の供述から、当該事業所において標準報酬月額が下がっている者は、現場での作業を業務としている日給月給制の者であることがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間に係る社会保険庁の標準報酬月額の記録と、社会保険事務所が管理している当該事業所の被保険者名簿の標準報酬月額の記録は一致しており、申立人の標準報酬月額に訂正等の不合理な点は見当たらない。

加えて、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は平成3年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主から申立人の厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月1日から36年9月1日まで  
② 昭和36年9月1日から38年2月1日まで

私は、昭和35年3月1日から36年8月31日までは、A事業所に勤務し、同年9月1日から38年1月31日までは、B社に勤務しており、厚生年金保険料は給料から差し引かれていたと記憶しているので、記録の訂正をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①については、社会保険事務所の記録では、A事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人は、A事業所と同じ建物内にあったC事業所（昭和25年7月1日新規適用）において厚生年金保険に加入させてもらっていたのではないかと主張しているが、社会保険事務所が保管する同事業所の被保険者名簿には、申立期間①において資格取得した13人の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

さらに、A事業所の後継事業所であるD事業所の元事業所長は、「A事業所の従業員は健康保険や厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険の加入について、C事業所に依頼していた事実は無い。」と説明している。

#### 2 申立期間②については、複数の元同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことは推認できるものの、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況についてまでの証言を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿には、申立期間②において資格取得した7人の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

さらに、B社は、E社に名称変更した後、平成10年6月25日に適用事業所でなくなっており、申立期間②当時の関係資料は無く、雇用実態が不明である。

- 3 このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
  
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 7 年 12 月 31 日まで  
私の平成 5 年 10 月から 6 年 10 月の標準報酬月額が 8 万円に、同年 11 月から 7 年 11 月の標準報酬月額が 9 万 2,000 円に下げられているが、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 7 年 12 月 31 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、社会保険庁の電算記録により、その翌月の 8 年 1 月 11 日付けで、申立人の同社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が 5 年 10 月から 6 年 10 月までの期間については 53 万円から 8 万円に、6 年 11 月から 7 年 11 月までの期間については 59 万円から 9 万 2,000 円に、それぞれさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、当該事業所に係る商業登記の閉鎖事項全部証明書により、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所による質問応答書（平成 20 年 12 月 8 日）において、標準報酬月額の記録訂正に係る届出を行ったこと及び保険料の滞納があったことを認めている上、「差し押さえられると商売に影響が出るので他の方法が無いか尋ねると、私の標準報酬月額を<sup>そきゅう</sup>遡及して引き下げることと社員全員の資格喪失届の提出を促され、仕方無く応じて、滞納保険料を解消した。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月から34年6月まで

私は、昭和31年7月から34年6月までA社に勤務していたにもかかわらず、送られてきたねんきん特別便に厚生年金保険の加入記録が無かった。社会保険事務所で確認したところ、被保険者として同僚の名前はあるものの、私の記録が確認できないとの回答であったが納得が出来ない。申立期間を被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が提出した同僚名覚書に記載があり連絡の取れた4人のうち3人は、当該事業所の被保険者名簿により、それぞれが記憶している入社日より1年半から2年半後に被保険者資格を取得していることが確認できる上、同覚書に記載されている者で当該事業所における被保険者記録が確認できない者もいることから、申立期間当時、当該事業所は、厚生年金保険について従業員ごとに異なった取扱いをしたことがうかがえる。

また、申立人が当該事業所を紹介してくれたとする元同僚は、当該事業所に昭和31年11月ごろに入社し、32年か33年ごろ申立人を当該事業所に紹介したと説明しており、申立人の記憶と食い違いがあり、入社時期が不明である。

さらに、A社は昭和59年2月1日に適用事業所でなくなっており、申立期間当時の関係資料が無く雇用実態等は不明である上、社会保険事務所の保管する当該事業所の被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した142人の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月から24年まで  
② 昭和25年から29年7月まで

私は、昭和22年5月1日からA区Bにあった合名会社Cに勤務し、同社が株式会社Dに名称変更した後も24年ころまで勤務した。その後、E郡F町（現在は、G市）にあった有限会社Hに、25年ころから29年7月まで勤務していたのに、23年8月から29年7月までの期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A区Bにあった合名会社C及び名称変更後の株式会社Dに、昭和22年5月から24年ころまで継続して勤務していたと主張しているが、当該事業所は、32年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主の所在が不明のため、厚生年金保険の届出等に関する供述を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管する合名会社Cの厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和22年5月1日に資格取得、23年8月1日に資格喪失した旨の記録となっている。さらに、同名簿には、同社が株式会社Dに名称変更された形跡は無く、両社が同一の事業所であったことを確認できない。

加えて、申立人が、A区Bにあったと主張する株式会社Dは、社会保険庁の記録では、申立期間当時において厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、昭和27年9月1日にA区Iにおいて厚生年金保険の適用事業所となったD株式会社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無い。

申立期間②について、申立人が、F町にあったと説明している有限会社Hは、社会保険庁の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立期間当時、東京都内で、「H」という名称で厚生年金保険の適用

事業所となっていた事業所は、J区の子会社Hだけであるが、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無い。

このほか、申立人がそれぞれの会社に勤務した際の同僚は、既に死亡していることから、供述を得ることはできず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から53年11月まで  
② 昭和54年1月から56年4月まで  
③ 昭和56年5月から58年6月まで  
④ 昭和58年7月から59年11月まで

私は、A社には友人の紹介で入社し、1年間勤務したが、給与が安定しなかったため退社し、その後、新聞広告を見てB社に入社し、C線D駅付近で業務に就いたが、営業成績が思わしくなく自己退社した。その後、B社の社長の知人の紹介でE社に入社したが、3人の子供の教育資金のために退社し、支度金の支給が見込まれたF社（現在は、G社）に入社した。いずれの会社でも厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、A社及びB社の両事業所は、商業登記の記録により申立期間において存在していたことは確認できるものの、社会保険庁のオンライン記録では厚生年金保険の適用事業所となっていない上、事業主の所在も不明である。

申立期間③については、E社の事業主は、「申立人は同社に在籍していたが、勤務期間は不明であり、申立期間当時において同社は厚生年金保険の適用事業所にはなっていない。」と回答しており、社会保険庁の記録では、同社は、平成2年4月4日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

申立期間④については、G社の事業主は、申立期間当時の従業員名簿に申立人の名前は確認できないと回答している。

また、申立人は、申立期間に係る各事業所の同僚としてそれぞれ2人から3

人の名前を挙げているが、その同僚を特定することができず、証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る雇用保険加入記録も確認できない上、申立期間の厚生年金保険料の控除を推認できる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 797

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 1 日から 46 年 8 月 1 日まで  
私は、昭和 39 年 1 月から 46 年 7 月末まで、A 県 B 市 C にあった D 事業所で働いていたが、厚生年金保険の記録が無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張する D 事業所は、「申立期間において、申立人を雇用していたが、厚生年金保険の適用事業所となっていないので、申立人の給与から保険料を控除していない。」と回答している。

また、社会保険事務所の記録でも、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間当時の同僚であったと主張している二人の同僚は、申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している事が確認できる上、申立人には、給与明細等保険料が控除されていたことを示す資料が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 32 年 3 月まで  
私は、昭和 30 年 4 月から 32 年 3 月までの間、A 事業所の B (職名) と  
して勤務し、厚生年金保険被保険者となっていたと考えていたのに、この  
期間が厚生年金保険被保険者となっていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び B (職名) として勤務していた同僚の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A 事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立期間当時の所長及び B (職名) 部門長は、既に死亡していることから、勤務実態等に関する証言を得ることはできない。

さらに、B (職名) として勤務していた同僚は、「開業以降、B (職名) は厚生年金保険に加入していなかったため、C 協同組合の指導により昭和 36 年から D 共済組合に加入するようになった。」と述べており、証言どおり 36 年 7 月から D 共済組合に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでの収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 34 年 12 月まで  
私は昭和 33 年 4 月から 34 年 12 月まで、A社のB支店に7か月、C支店に14か月、それぞれ住み込みで勤務し、健康保険被保険者証を会社からもらったことを記憶しているので、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に勤めていたと名前を挙げた元同僚は、申立人を記憶していないものの、社会保険庁の電算記録により、A社に勤務(厚生年金保険加入期間:昭和31年4月15日から38年6月7日まで)していたことが確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

また、当該事業所は、昭和42年3月14日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に他界している上、聴取できた同僚は申立人を記憶していないため、申立期間における雇用実態が不明である。

このほか、申立人の申立期間において厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 800

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から平成 3 年 6 月 17 日まで

私は、昭和57年5月からA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間は平成3年6月からとなっているので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立期間のうち、昭和63年4月16日以降については、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人の健康保険組合の加入記録が厚生年金保険の加入記録と一致している上、申立期間において、申立人が国民健康保険に加入していた記録が確認できる。

また、申立人が提出した平成元年分の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」は、申立人世帯の国民健康保険料の試算額とその妻の国民年金保険料の納付額とを合計した金額にほぼ等しく、年末調整もされていることから、当該源泉徴収票をもって、申立人の給料から厚生年金保険料が控除されていたとは認め難い。

さらに、当該事業所は、平成9年8月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も、申立人の雇用及び厚生年金保険料の控除についての質問に、不明と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 801

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月から 33 年 5 月 1 日まで

私は、昭和30年10月から33年4月末日まで、A区Bにあった、C事業所に勤務し、そのとき、雇用保険に6か月加入すれば、失業給付を受けられるという話を聞いたので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するC事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人が主張する住所（住居表示制度への移行により、昭和40年にA区Dに変更）には現在、別の事業所が存在し、54年ころ、その事業所がその土地を購入した相手もC事業所ではないため、申立てに係る事業所が、申立人が主張する住所に所在していたことを確認することができない。

また、申立人は、事業主や同僚の連絡先を記憶していないことから、照会を行うことができず、給与明細等厚生年金保険料が控除されていたことを示す関連資料も無い。

なお、申立人の主張は、雇用保険への加入について言及しているものの、厚生年金保険に加入していたことがうかがえる内容ではない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 802

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、A社の厚生年金保険の資格喪失日が昭和 52 年 7 月 31 日となっているが、その日は退職日であり、資格喪失日は同年 8 月 1 日と思われるので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人の退職願により、申立人が昭和 52 年 7 月 30 日に同事業所を退職したことが明らかである上、同事業所が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び雇用保険の記録とも一致している。

また、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 19 条に基づき、被保険者期間の計算は、被保険者資格を取得した月から被保険者資格を喪失した月の前月までを算入することになっており、同法第 14 条に基づき、被保険者資格の喪失日は、勤めていた事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の当該事業所における被保険者資格喪失日は、退職した日の翌日の昭和 52 年 7 月 31 日であり、社会保険事務所における記録管理に不自然な点は認められない。

なお、当該事業所の保管する所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、昭和 52 年 7 月分の給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認でき、同賃金台帳の記載及び事業主の供述から当該事業所は当月控除であると推認できるが、上記のとおり、申立人は 7 月 31 日に被保険者資格を喪失していることから、社会保険事務所では申立期間に係る保険料の徴収権を有していない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めることはできない。